

川崎市 防災都市づくり基本計画

～被害を受けにくく、すみやかな復興を可能とする都市を目指して～



「防災都市づくり」とは…

「予防対策」と「復興対策」

で構成されています。

●予防対策である「減災都市づくり」では、本市の地域特性を踏まえた上で、減災都市づくりの基本方針と取り組むべき施策を取りまとめるものです。

●復興対策である「復興都市づくり」では、突如発生する自然災害の猛威にも対峙できるよう都市復興への事前の備えについての取組を進めるものです。過去の大規模災害の教訓を活かしながら、本市で最も甚大な被害をもたらすとされる川崎市直下型地震の被害想定調査の結果等を念頭に置いて、質の高いすみやかな都市の復興が果たせるよう必要な事項を事前に整理します。

平成27(2015)年3月
川崎市

策定にあたって

川崎市は、首都圏の中心部に位置しており、国際空港・羽田に隣接するなど利便性の高い立地環境にあります。人口は継続して伸びており、最近は住みたいまちとして上位にランキングされ、現在は約146万人を超える市民が暮らしています。

また本市は、世界的企業や最先端の研究機関が集積し、最先端のものづくり技術をはじめ医療技術や福祉技術の蓄積が進んでいます。こうした技術とともに、公害を克服する過程で培った環境技術を活かして、日本経済のみならず国際社会にも大きく貢献しています。一方、多摩川や多摩丘陵などの水や緑にも恵まれ、日本有数の工場夜景や音楽をはじめとする芸術、スポーツの盛況など多彩な魅力にもあふれています。



これまで関東大震災や川崎大空襲などにより市街地に壊滅的な被害を受けながら、戦後の復興を成し遂げ、日本の高度経済成長を支える臨海工業都市として発展し、今後はさらなる飛躍に向けて、東京オリンピック・パラリンピックも見据え、首都圏における近隣都市との連携強化や、国際空港・羽田に隣接する立地を活かした国際都市としての産業振興等を進めています。

頻発する自然災害に対する都市防災の課題は、関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした震災対策に加え、近年の地球温暖化による大雨、津波による広域被害等を踏まえ、様々な自然災害に対応する都市づくりが必要となってきています。

都市防災対策において、日本の場合、災害リスクを完全に排除することは難しいため、まずは災害リスクを正しく理解するとともに、被災した場合を想定した取組が必要となってきます。

このような背景を踏まえ、「リスク評価に基づく総合的な防災都市づくり」、「防災都市づくりの担い手である市民による地域防災力の向上」、「予防対策と復興対策の両者を兼ね備えた計画」の視点を持ち、人命最優先でその実現を目指して、このたび、「川崎市防災都市づくり基本計画」を策定いたしました。

今後は、市民、企業、国や周辺自治体など、多くの関係者の方々と本基本計画の考え方や減災目標を共有し、連携・協力をいただきながら、被害を受けにくく、すみやかな復興を可能とする都市を目指して、実現に向けた各種の取組を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

本基本計画の策定にあたり、川崎市都市計画審議会防災都市計画のあり方検討小委員会の委員の方々、多くの貴重な御意見をいただいた市民、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

平成27年3月
川崎市長 福田 紀彦

目 次

I. はじめに

<u>第1章 計画の背景</u>	1
<u>第2章 計画の目的と構成</u>	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の構成	4
<u>第3章 計画の位置付けと対象範囲</u>	5
(1) 本計画の位置付け	5
(2) 対象範囲	6
<u>第4章 計画策定の基本的な考え方</u>	7
(1) 計画策定の3つの視点	7
(2) 予防と復興の両面から取り組むねらい	8
<u>第5章 計画の目標</u>	9
<u>第6章 計画の推進</u>	10

II. 減災都市づくり

<u>第1章 災害リスクを考慮した都市づくりの課題</u>	11
(1) 災害リスクの全容と市内の主要課題	11
(2) 市街地環境等から見た地域特性と課題	21
<u>第2章 減災都市づくりの基本方針</u>	24
<u>第3章 減災都市づくりの取組の考え方</u>	33
<u>第4章 減災都市づくりの重点的な取組の検討</u>	38
(1) 全市の取組	38
(2) 地域別の取組	55

III. 復興都市づくり

<u>第1章 都市復興対策地区の抽出と方向性の検討</u>	67
(1) 検討の目的	67
(2) 都市復興対策地区の抽出	68
(3) 都市復興対策地区の類型化と対策の方向性の検討	69
 <u>第2章 都市復興計画の策定手順の検討</u>	 72
(1) 検討の目的と範囲	72
(2) 大規模災害の発生時における市の体制及び都市復興計画策定までの流れ	75
(3) 都市復興計画策定に向けた各プロセスの内容	79
(4) 都市復興計画策定の全体の流れ	84

参考資料

○市街地環境等から見た地域特性	87
○災害リスクマップイメージ	94
○上位計画（抜粋）	101
○計画の策定経緯	105
・策定までの流れ	105
・検討体制	106
・小委員会名簿	107
○用語解説	108

I . はじめに

第1章 計画の背景

川崎市は、大正12年の関東大震災や昭和20年の川崎大空襲など、市街地の壊滅的な被害から復興を成し遂げ、日本の高度経済成長を支える臨海工業都市として発展してきました。

今後はさらなる飛躍に向けて、東京オリンピックも見据え、産業振興や音楽のまちとしての文化振興を図り、環境と暮らしの調和する最先端の「力強い産業都市」を目指しており、その実現に向けた戦略として、首都圏における隣接都市との連携強化や、国際空港・羽田に隣接する立地を活かした国際都市としての産業振興等を掲げています。

都市防災の課題は、関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした震災対策に加え、近年の地球温暖化による降雨強度の増加や頻発するゲリラ豪雨、東日本大震災による津波による広域被害等を踏まえ、様々な自然災害に対応する都市づくりが必要となってきています。

そのような中、本市が位置する関東地方南部は地震活動が活発な地域であり、今後30年以内にM7クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされています。被災時には首都圏において多大な人的・物的被害が想定されるとともに、行政機能自体が大幅に低下する恐れがあり、対策が急がれています。できるだけ被害を少なくし、首都圏における都市機能をいかに継続するかも大きな課題の一つです。



本市の防災施策の変遷

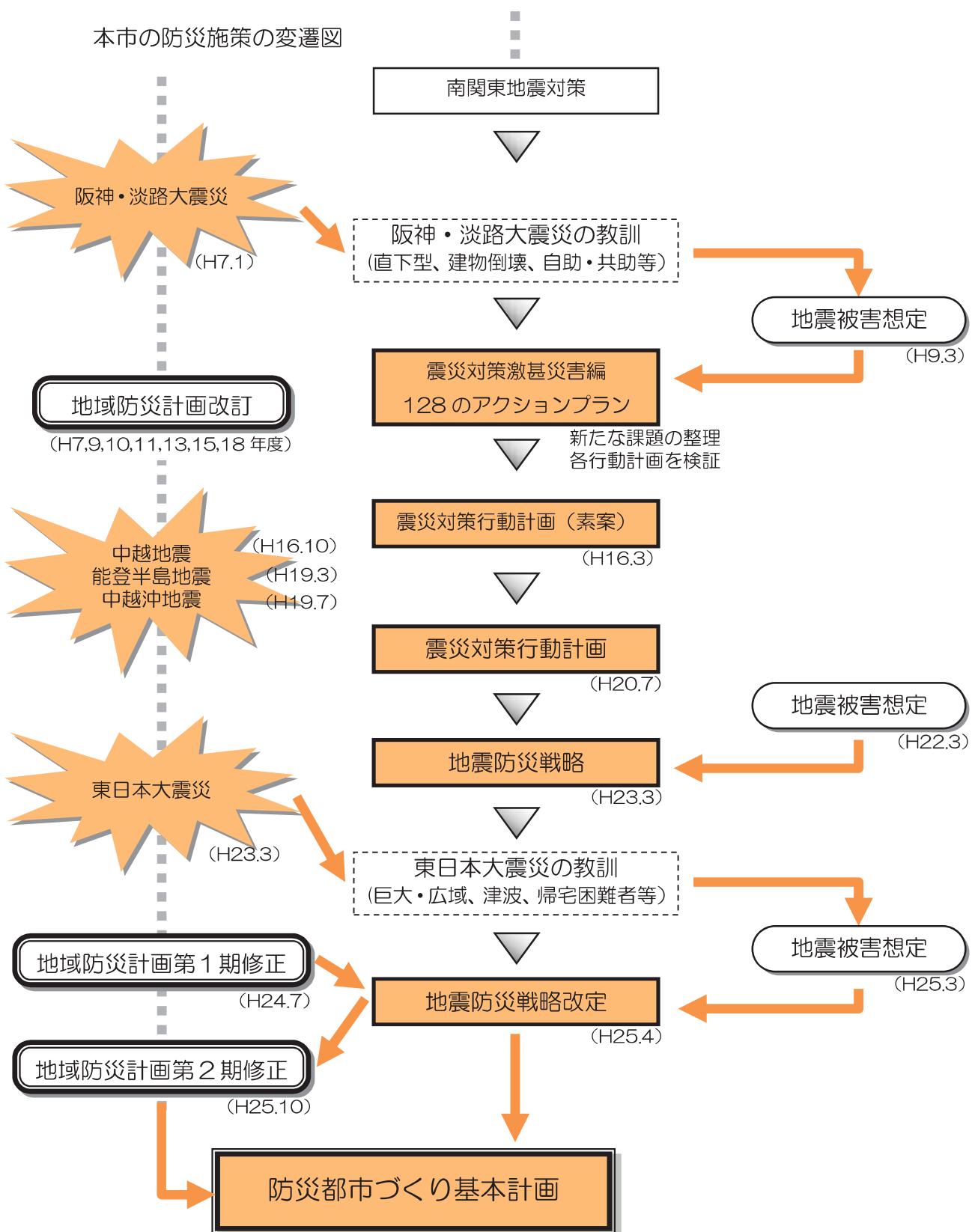
川崎市は、昭和40年代前半から、地震防災に関する多方面の調査・研究を精力的に進めしており、昭和63年には地震被害想定調査を行いました。

平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、各地で各種地震による大きな被害がもたらされ、本市ではこれらの震災を教訓として、地域防災計画の改訂や実行計画である地震防災戦略の策定により対策を推進してきました。

そのような中、平成23年の東日本大震災で新たにもたらされた課題への対策を推進するため、再び被害想定調査を実施するとともに地域防災計画等の各種計画を改訂しました。

東日本大震災をはじめ、近年、各地で自然災害が起きる中、市民の防災意識が高まっており、まちづくり分野において、多様な主体による取組を結集し、災害に強いまちづくりを実現するため、防災施策の一層の推進を図る「防災都市づくり基本計画」の策定を行うものです。

本市の防災施策の変遷図



※ここで地域防災計画は震災対策編を指します。

第2章 計画の目的と構成

(1) 計画の目的

「防災都市づくり基本計画」は防災に関するこれまでの一連の取組を踏まえ、被害を軽減するために効果的な予防対策を定めるとともに、被災後の質の高い復興を迅速に進めるため復興都市づくりのプロセスを事前に整理するものであり、さらに、予防対策と復興対策の両面を兼ね備えた計画として、今後目指すべき方向性を市民等と共有し、いつ発生してもおかしくない大規模災害に備えることを目的とした計画です。

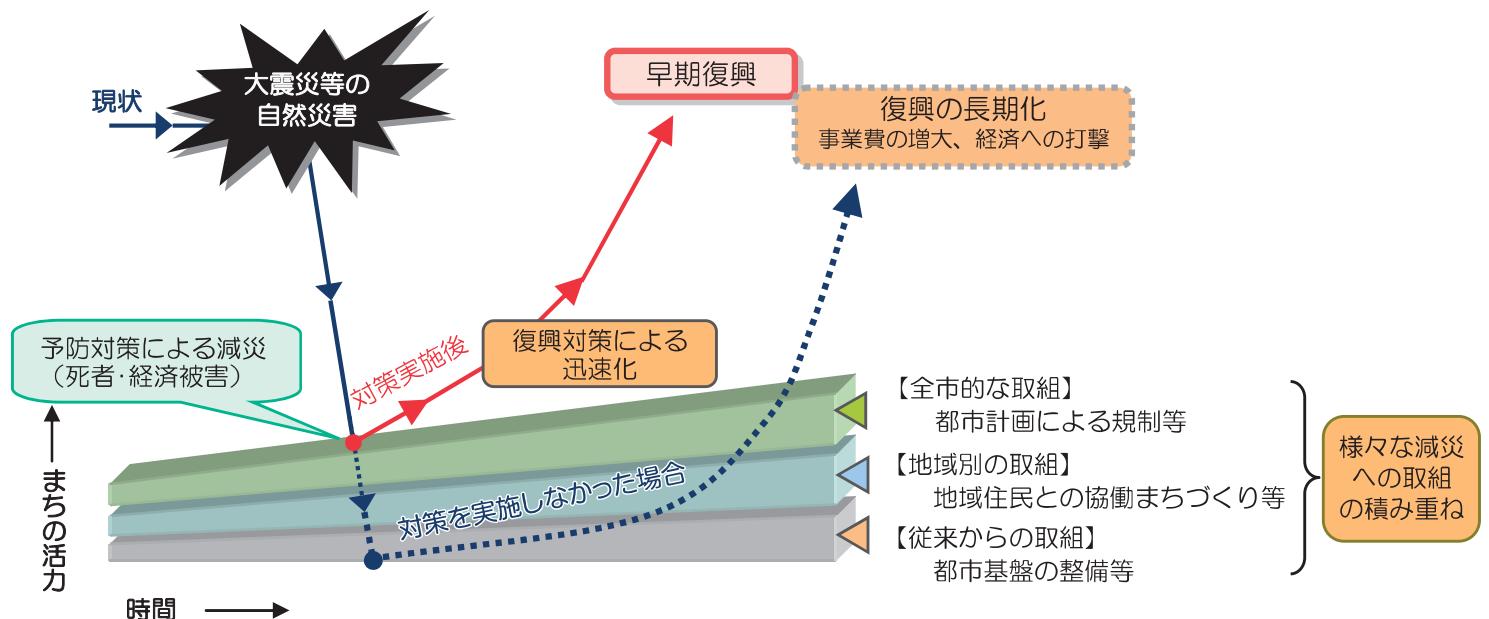
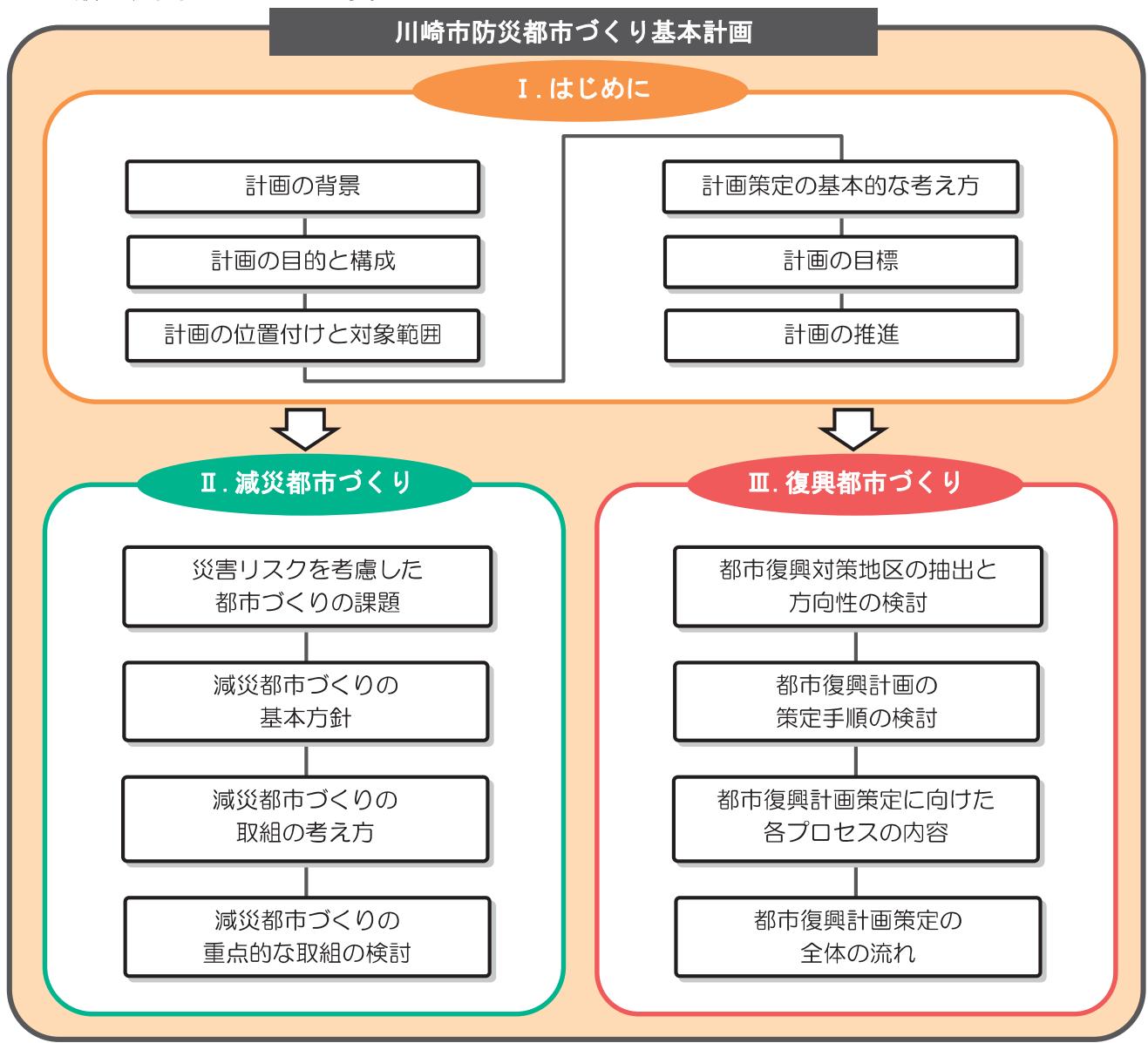


図 予防対策と復興対策による取組イメージ

(2) 計画の構成

「Ⅱ.減災都市づくり」は、様々な災害リスクに対応した都市づくりの基本方針や推進方策を定め、全市的な取組や地域別の取組の代表的な対応策を取りまとめたものです。

「Ⅲ.復興都市づくり」は、復興時に活用可能な事業手法をモデル的に整理するとともに、いつ発生してもおかしくない震災に備えて、都市復興に携わる市職員の役割分担や復興手順を取りまとめたものです。



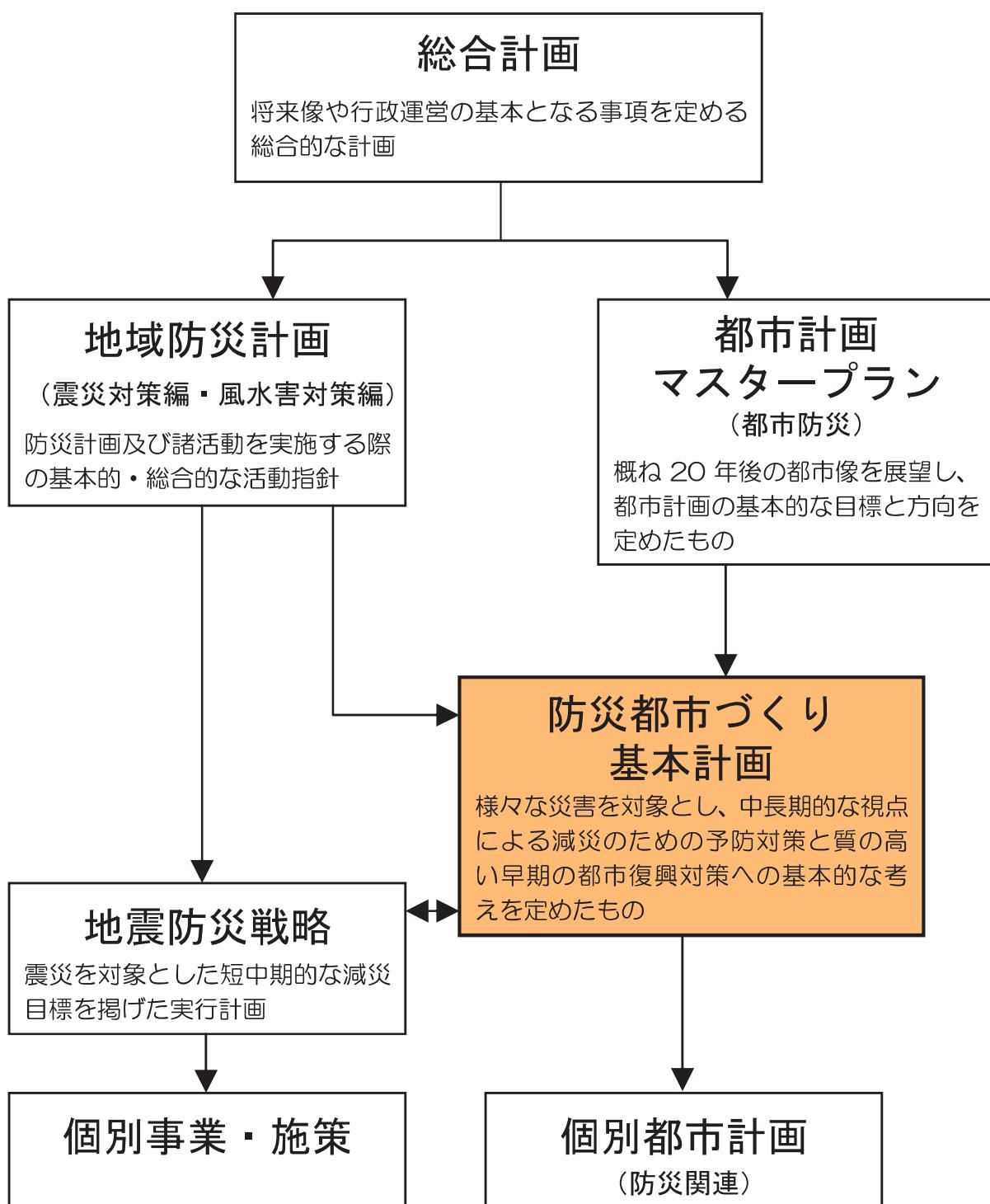
本計画における「都市」、「地域」、「地区」については、次に示す範囲を想定します。

- ・「都市」：市域全体とします。（例：都市づくり）
- ・「地域」：地形を含めた市街地環境等の特徴で分けられるエリアとします。（例：地域特性）
- ・「地区」：町丁目、町内会、道路で囲まれたエリア等とします。（例：モデル地区）

第3章 計画の位置付けと対象範囲

(1) 本計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である川崎市総合計画のもと、防災対策の基本的な骨格を示し主に短中期的な施策を位置付けた「地域防災計画」と、都市計画の基本的な方針を示し主に長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」の両者を踏まえた計画として策定するとともに、国土強靭化基本法の取組とも連携を図りながら、今後の防災関連の個別都市計画等に対して、中長期的な視点も含め、施策の方向付けをするものです。



(2) 対象範囲

本計画における予防対策は、土地利用や都市基盤など都市計画に係わる対策を中心に据えつつ、まちづくり分野の防災・減災に係わる対策全般を対象範囲とします。

復興には「都市復興」「生活復興」「産業復興」など様々な側面がありますが、本計画における復興対策は「都市復興」の分野を対象としています。

なお、今回対象外とした生活復興、産業復興との調整や総合的な震災復興のあり方については、今後も検討を進めるとともに、復興対策を支える法律や制度の改正、社会情勢の変化等に応じて適宜修正・強化を行っていきます。

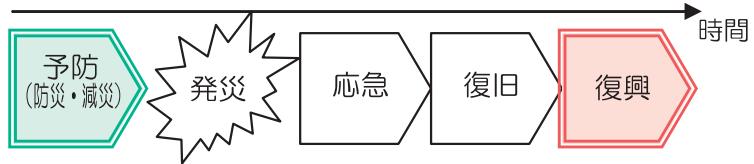


図 本計画の対象範囲（予防・復興）

◆川崎市地域防災計画に定義されている復興の分野

第5部「復旧計画・復興体制」

・第3章 復興体制

復興の3分野

- 都市復興
- 生活復興
- 産業復興

被災者の生活再建
(住民の経済的再建、
雇用や福祉環境の再建等)

生活復興

震災復興

産業復興

本計画の対象

被災した建物や道路、ライフライン施設など市街地の復興

一都市復興の事前の取組一

- 復興が必要とされる地区の想定・事業手法等の整理
- 復興プロセス・復興体制の事前整理
(被災後～都市復興計画に至る流れ)
- 復興計画の策定業務に携わる職員の訓練

等

第4章 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の3つの視点

視点①：リスク評価に基づく総合的な防災都市づくり

関東大震災や阪神・淡路大震災を教訓とし、また、近年多発する豪雨による水害や東日本大震災による津波、巨大地震の懸念等も踏まえ、今後の都市づくりには幅広い防災の観点が強く求められています。これからは防災・減災を目的の一つと明確化し、様々な災害を想定した災害リスク評価に基づいた都市づくりを推進する必要があります。

視点②：防災都市づくりの担い手である市民による地域防災力の向上

過去の震災からの教訓として、行政による対応には限界があることから、市民一人ひとりが自らの地域に関わる災害リスクを理解し、各自が実施できる対策や地域課題を克服するための創意工夫を結集することが被災時の人々の被害の軽減とその後の迅速な復興につながります。市民一人ひとりが減災都市づくりの担い手であることを念頭に置いて、自助・共助の取組等を活性化し、地域の防災力を向上する必要があります。

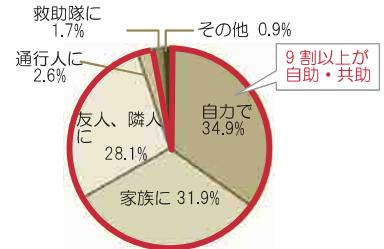


図 生き埋めや閉じ込められた際の救助
(出典：(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」)

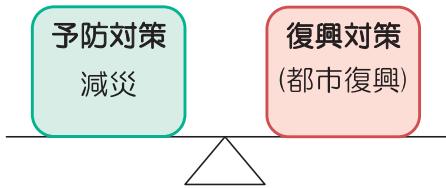
視点③：「予防対策」と「復興対策」の両面を兼ね備えた計画

今後起こる可能性のある大規模な地震等の発生に対する予防対策を行うとともに、都市の安全性が確保される前に被災してしまうことも考慮して、被災後の復興に向けた事前準備をあわせて行うことにより、被害を受けにくく、被害を受けたとしても質の高い速やかな復興を可能とする都市を目指します。

(2) 予防と復興の両面から取り組むねらい

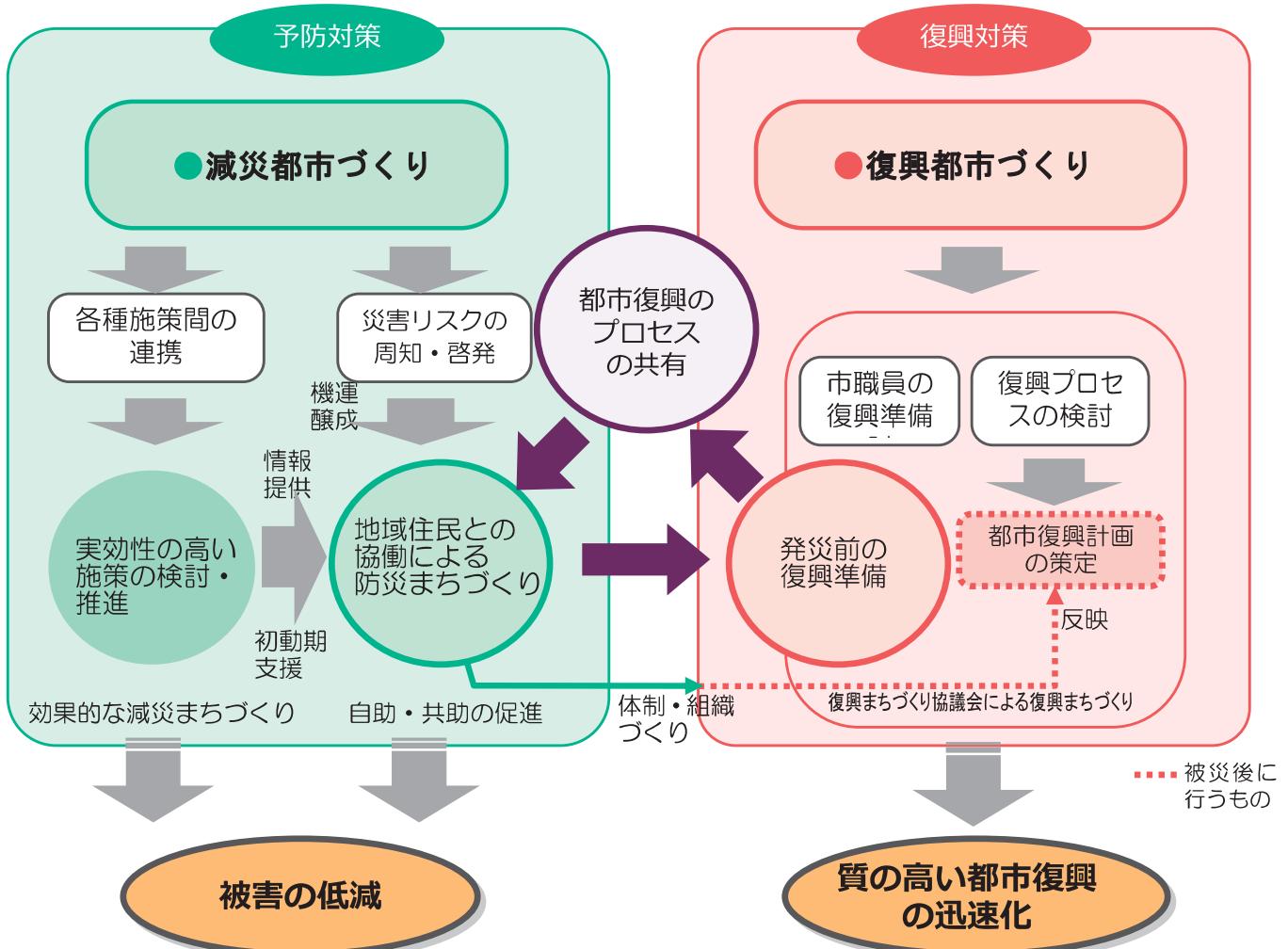
本計画のねらいは、予防対策によってかけがえのない市民の生命・財産を守る予防対策に取り組むだけではなく、いつ発生するのかわからない災害に対しては速やかな復興が可能となるよう事前に復興準備を進めていくことによって、しなやかに災害に強いまちづくりを実践することにあります。

◆予防と復興の取組の重要性



予防対策である「減災都市づくり」では、減災への各種施策間の連携を強化し、実効性の高い施策による減災都市づくりを推進するとともに、市民に対しては想定される災害リスクを広く周知することで自助・共助を促進し、あわせて地域住民と行政との協働の防災まちづくりの取組を行うことによって、地域の団結力や創意工夫を引き出しながら災害による被害の低減を目指します。

また、復興対策である「復興都市づくり」では、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対応が可能となるよう発災前の復興準備を行い、都市復興の迅速化を目指しますが、この中で取りまとめた都市復興のプロセス等を市民と共有することにより、予防と復興への機運醸成や地域コミュニティの強化、復興準備のさらなる質的向上へと運動した取組につなげていきます。



第5章 計画の目標

本計画では、かけがえのない市民の生命・財産の確保に向けて、常により高い目標を掲げて、不断の対策に努めることとし、地震防災戦略等で示す短中期的な減災目標以上の達成を目指して減災都市づくりを推進していきます。

また、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対応が可能となるよう発災前の復興準備を継続しながら質的向上を追求し、質の高いすみやかな都市の復興を実現できる体制を維持・向上します。

川崎市地震防災戦略における減災目標（平成25年4月改定時点）

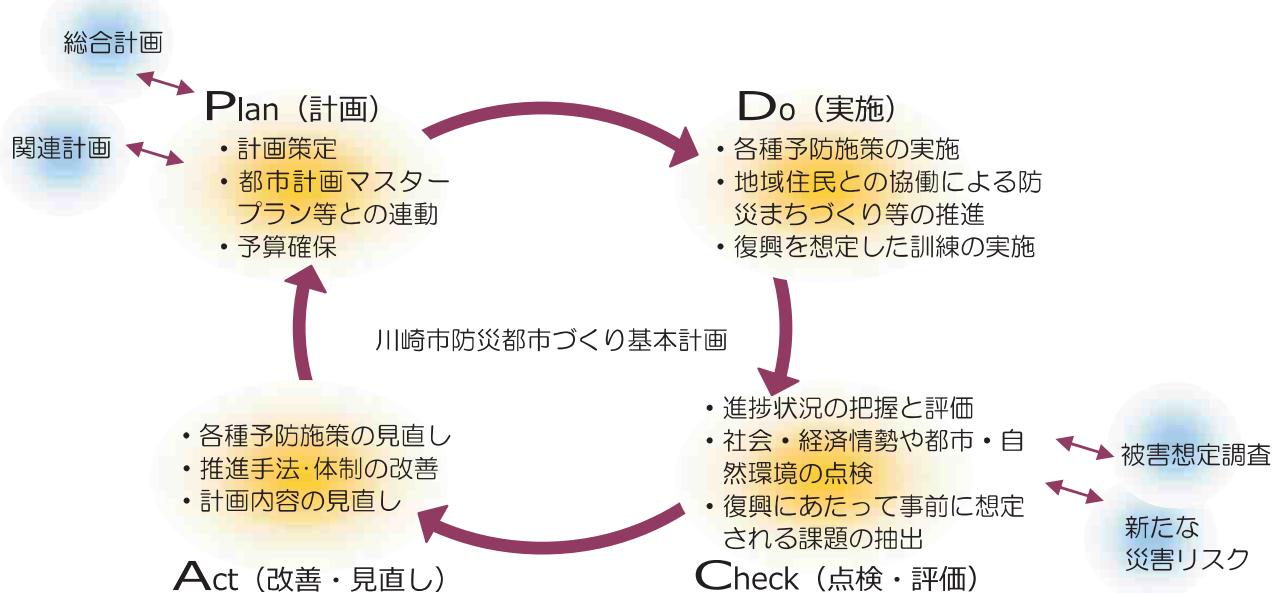
項目	目標
①死 者	計画期間（平成27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21 年度想定）で想定される死者数の 4割減 を目標とします。 約1,140 人 ⇒ 約690 人
②直接経済被害	計画期間（平成27 年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21 年度想定）で想定される経済被害の 3割減 を目標とします。 約5.3 兆円 ⇒ 約3.8 兆円
③津波被害	神奈川県慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とします。 約5,820 人 ⇒ 0 人

※①・②については、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1津波）に対しては、海岸保全施設の整備等津波対策（ハード対策）により、市街地への侵入を防ぐものとします。また、上記以外に、事業推進や防災教育等により得られる減災効果も、個別に項目を掲げ考慮しています。

第6章 計画の推進

本計画の見直しについては、想定すべき災害を変更する必要が生じた場合のほか、上位計画や密接な関連計画の見直し時期や社会・経済情勢等の変化にあわせて機動的に実施します。

本計画で定めた重点的な取組等の施策は、市の総合計画、地域防災計画や都市計画マスターープラン等に関連付け、これら関連計画の見直しにあわせて進捗状況の把握と評価を行っていきます。



減災都市づくりや復興都市づくりは、当取組だけでは、必ずしも十分とは言えないため、改定強化への不断の努力が必要です。

都市復興以外の復興分野である生活復興や産業復興に対する考え方や、復興の目標や基本理念など総合的な復興の考え方については今後も検討を進めるとともに、復興対策を支える法律や制度の改正、社会情勢の変化等に応じて適宜修正・強化を行っていきます。

また、非常時に都市復興を適切に運用していくための人材面の強化にも継続的に取り組むものとし、復興イメージトレーニング等の実践的な訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウの蓄積を図っていきます。



市職員による復興都市づくりを考えるワークショップの様子